

## 砥部町後期高齢者医療保険料の過誤納金に係る返還金交付要綱

令和4年4月6日  
砥部町告示第92号

### (目的)

第1条 この告示は、後期高齢者医療保険料に係る過誤納金のうち、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定により還付することができない保険料相当額（当該保険料に係る延滞金等を含む。以下「過誤納金相当額」という。）について、後期高齢者医療保険料特別返還金（以下「返還金」という。）として支払うことにより、被保険者の保険料負担の公平と後期高齢者医療制度に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

### (返還金支出の根拠)

第2条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づき返還金を支出する。

### (返還金の支払対象者)

第3条 返還金の支払対象者は、原則として当該過誤納に係る被保険者又はその相続人とする。

2 前項の場合において、返還金の支払対象者が相続人の場合にあっては相続人の代表者を対象者とする。

3 過誤納金が納付者の虚偽その他不正な手段により生じた場合等において、返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わないものとし、また、既に支払を受けたものがあるときはこれを返還させるものとする。

### (返還金の額)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 過誤納金相当額

(2) 過誤納金相当額に係る利息相当額

2 前項第1号の過誤納金相当額は、被保険者台帳等を基に算定するものとする。この場合において、算定の対象となる過誤納金相当額は、原則として還付不能となる年度から起算して5年度分を限度とする。

3 第1項第2号の過誤納金相当額に係る利息相当額は、保険料の納付があった日の翌日

から返還金の支払を決定した日までの期間の日数に応じ、民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）の規定に準じて計算した金額とする。ただし、納付のあった日が確認できないときは、当該年度の納期毎の納期限を当該過誤納金相当額の納付があった日とみなす。

4 前項の規定により過誤納金相当額に係る利息相当額を計算する場合の端数処理は、法の規定に準じて行うものとする。

（返還金の支払等）

第5条 町長は、返還金の支払を決定したときは、返還金の支払対象者にその額等を通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により通知したときは速やかに返還金を支払うものとする。

（充当の禁止）

第6条 町長は、被保険者又はその相続人に納付又は納入すべき後期高齢者医療保険料及びその他の徴収金がある場合においても、返還金をもってこれに充当することはできないものとする。

（その他）

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。